

改正特定商取引法・改正割賦販売法の施行(H21.12.1)によせて ～クレジット規制の強化を中心に～

米田功法律事務所 弁護士 岩本直樹

悪質な訪問販売やそれを助長するクレジット利用などによる消費者被害を防ぐため、平成21年12月1日から、「改正特定商取引法」および「改正割賦販売法」が施行されました。

今回の改正のうち、ここでは主にクレジット規制の強化のポイントをご説明します。

1. 原則として全ての商品・役務が規制の対象に！

これまでは、クレジット規制の対象は、政令で定められた指定商品・役務に限られていたため、指定されていないものには規制が及びませんでした。その結果、どうしてもある程度の消費者被害の発生が余儀なくされていました。

今回の改正により、規制の対象が原則として不動産の販売を除く全ての商品・役務に拡大されました。このことにより、規制が後追いになってしまうという問題点は解消されました。

ただし、その上でクーリング・オフ制度になじまない一定の商品・役務については、例外的に規制対象から除外されています。

2. 個別クレジット契約にクーリング・オフが導入！

個別クレジット(クレジットカード等を利用しないクレジット)において、訪問販売等の特定商取引法に規定される一定の販売契約による個別クレジット契約についてクーリング・オフが導入されました。そして、個別クレジット契約のクーリング・オフと同時に販売契約もクーリング・オフされる仕組みが設けられました。

つまり、購入者は、個別クレジット業者に対してのみクーリング・オフを通知すれば足り、個別クレジット業者は販売業者にその旨を通知しなればなりません。

個別クレジット契約のクーリング・オフの効力の発生時期は、通知を発送した時点です。そして、クーリング・オフ期間の起算点は個別クレジット契約の書面受領日です。

個別クレジット契約をクーリング・オフすると、購入者は、販売業者に商品を返還することとなります。そして、購入者は、販売業者や個別クレジット業者に対して、すでに支払ったお金を返還するよう請求することができます。

3. 訪問販売業者等が過量販売を行った場合、個別クレジット契約の解除・既払い金の返還が可能に！

今回の改正により、個別クレジット業者に対し、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約に対する与信をしないことが義務付けられました。そして、これに違反する場合、購入者は、1年以内であれば個別クレジット契約を解除することができるようになりました。

個別クレジット契約を解除すると、購入者は、個別クレジット業者に対して、すでに支払ったお金を返還するよう請求することができます。

なお、個別クレジット契約を解除する際には、個別クレジット契約の解除と同時またはその後に、販売業者に対して販売契約を解除するようにしてください。

(⇒裏面へつづく)

4. 訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘を行った場合、個別クレジット契約の解除・既払い金の返還が可能に！

これまで、訪問販売業者等が虚偽の説明等による勧誘を行った場合、販売契約を取り消すことはできました。しかし、購入者は、個別クレジット業者に対して、代金未払い分については支払を拒絶することはできましたが、すでに支払ったお金の返還を請求することはできませんでした。

今回の改正により、訪問販売業者等が虚偽説明等を行った場合、購入者は、個別クレジット契約も取り消すことができることとなり、販売契約および個別クレジット契約が取り消された場合、購入者は、個別クレジット業者に対して、すでに支払ったお金も返還するよう請求することができるようになりました。

5. 消費者の支払能力を超えるクレジット契約を禁止！

今回の改正により、クレジット業者に対して、購入者の支払可能と見込まれる額の調査が義務

付けられ、その額を超えるクレジット契約を締結することが禁止されました。

クレジット業者が支払可能と見込まれる額の調査を行うにあたり、指定信用情報機関の提供する信用情報を利用することが義務付けられました。

なお、この改正部分については、平成22年12月までに施行される予定です。

今回の改正では、クレジット規制以外にも規制が強化されています。

契約の際に、自分にとって本当にこの契約は必要なのか、契約内容は妥当なのか等を慎重に検討することが必要です。しかし、万一、契約を締結してしまった後でも、疑問点があれば、一人で抱え込まず、早急にお近くの消費生活センターや弁護士等専門家に相談されることがとても重要です。早期の相談が問題解決につながる可能性を高めます。

第3回 消費生活川柳優秀作決定!!

多数の御応募有難うございました。

合計17句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとございます。

松山市 関 信行 作
オレオレに
オレじゃわからん
アンタだれ

松山市 ペンネーム S・K 作
海越えて
あなた欺く
宝くじ

消費生活川柳(第4回)の募集! (締切2月15日)

県消費生活センターでは、悪質商法に対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。

(応募方法)

はがきの表面に「住所」「氏名」「電話番号」を、裏面に「作品」を記載のうえ御応募ください。

募集期間▶平成22年1月4日から2月15日まで
(当日必着)

優秀作▶2名(図書券1,000円進呈)

応募先▶愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。
作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
089-912-2300

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700 (相談専用) 089-946-5539 (FAX)